学習指導要領改訂に関わる移行措置

文部科学省資料より

社会については，全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとするが，現行中学校学習指導要領による場合には，新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用する。

①平成30 年度から平成32 年度の「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国

強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定を適用する。

②平成31 年度及び平成32 年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新

学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。

③平成31 年度及び平成32 年度の「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。

④平成31 年度及び平成32 年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人来航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定を適用する。

⑤移行期間中における学習評価の取扱い

①平成３０年度から３２年度適用内容

【地理分野】

ア：現行（１）世界の様々な地域　に

　　新　Ａ世界と日本の地域構成（１）地域構成　①世界の地域構成　②日本の地域構成

　　　　ア　次のような知識を身に付けること。（イ）我が国の国土の位置、世界各地との

時差、領域の範囲や変化とその特色などを基に、日本の地域構成を大観し理解する

こと。を追加。

　※使用教科書　東京書籍　地理ｐ１３４　地理にアクセスで学習。

　　新　Ａ世界と日本の地域構成　について

　　　（イ）「領域の範囲や変化とその特色」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。を適用し、

現行　日本の地域構成：

地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と　変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。　　　　を省略。

　※使用教科書　東京書籍　地理ｐ１３８　５　日本をいくつかの地域に分けよう　の内容を省略

【歴史分野】

イ：現行（５）近代の日本と世界　イ「富国強兵・殖産興業政策」　に

　　新　「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。を適用し、

　※使用教科書　東京書籍　歴史ｐ１６８　５　国境と領土の確定　で学習。

　　現行「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。を適用せず。

【公民分野】

ウ：現行（４）私たちと国際社会の諸課題　ア世界平和と人類の福祉の増大　の内容に

　　新　　Ｄ私たちと国際社会の諸課題　（１）世界平和と人類の福祉の増大　ア　次のような知識を身に付けること。(ア)その際、領土(領海、領空を含む。)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。を追加し、

　　新　　３(５)ア(ア)「領土(領海、領空を含む。)、国家主権」については関連させて取扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在しないことなどを取り上げること。を適用し、

※使用教科書　東京書籍　公民ｐ１７０　１　国際社会における国家　で学習。

　　現行　３(５)ア(イ)「世界平和の実現」については、領土(領海、領空を含む)、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。を適用せず。

②平成３１年度の第１学年及び平成３２年度の第１学年並びに第２学年　授業時数適用内容

現行　地理的分野、歴史的分野について　第２章第２節第３の１(２)各分野の履修については、第１、第２学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第３学年において歴史的分野及び公民分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野１２０単位時間、歴史的分野１３０単位時間、公民的分野１００単位時間とすること。　の規定にかかわらず、

新　　第２章第２節第３の１(３) 各分野の履修については、第１、第２学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第３学年において歴史的分野及び公民分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野１１５単位時間、歴史的分野１３５単位時間、公民的分野１００単位時間とすること。を適用

③平成３１年度の第１学年及び平成３２年度の第１学年並びに第２学年　〖地理的分野〗

現行　第２章第２節第２[地理的分野]の２（１）世界の様々な地域　ウ世界の諸地域に現行第２章第２節第２[地理的分野]の２（１）世界の様々な地域　エ世界の様々な地域の調査の「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し，世界の地理的認識を深めさせる」の部分の規定に係る事項を加えて、第２章第２節第２[地理的分野]の２（１）世界の様々な地域　エ世界の様々な地域の調査を適用するものとし、現行の第２章第２節第２[地理的分野]の２（１）世界の様々な地域　エ世界の様々な地域の調査を省略するものとする。

④平成３１年度の第１学年及び平成３２年度の第１学年並びに第２学年　〖歴史的分野〗

ア：「世界の古代文明」

現行　[歴史的分野]の３（３）アの「世界の古代文明」については、中国の文明を中心に諸文明の特色を取り扱い、生活技術の発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特色に気付かせるようにすること。また、人類の出現にも触れること。を適用せず、

新　　[歴史的分野]の３（３）アの「世界の古代文明」については、人類の出現にも触れ、中国の文明をはじめとして諸文明の特徴を取り扱い、生活技術の発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特徴に気付かせるようにすること。また、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと。を適用する。

イ：「ユーラシアの変化」

現行　[歴史的分野]の２（３）中世の日本　ア　鎌倉幕府の成立、南北朝の争乱と室町幕府、東アジアの国際関係、応仁の乱後の社会的な変動などを通して、武家政治の特色を考えさせ、武士が台頭して武家政権が成立し、その支配が次第に全国に広まるとYに、東アジア世界との密接なかかわりがみられたことを理解させる。に

新　　[歴史的分野]の２Ｂ　近世までの日本とアジア（２）中世の日本　ア次のような知識を身に付けること。（ア）武家政治の成立とユーラシアの交流の「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解すること。」を付け加え、

新　　[歴史的分野]の３（３）イ「ユーラシアの変化」については、モンゴル帝国の拡大による結び付きについて気付かせること。の部分に適用するものとする。

ウ：「ヨーロッパ人来航の背景」

現行　[歴史的分野]の２（４）近世の日本のア「ヨーロッパ人来航の背景」の部分については、

現行　３（５）アの「ヨーロッパ人来航の背景」については、新航路の開拓を中心に取り扱い、宗教改革についても触れること。を適用せず、

新　　[歴史的分野]の３（３）ウの「ヨーロッパ人来航の背景」については、新航路の開拓を中心に取り扱い、その背景となるアジアの交易の状況やムスリム商人などの役割と世界の結び付きに気付かせること。また、宗教改革についても触れること。を適用する。

エ：「市民革命」

現行　[歴史的分野]の２（５）近代の日本と世界のア「市民革命」の部分については、

現行　[歴史的分野]の３（６）アの「市民革命」については欧米諸国における近代社会の成立という観点から、代表的な事例を取り上げるようにすること。を適用せず、

新　　[歴史的分野]の３（４）ア「市民革命」については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどと関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱うこと。を適用する。

⑤ 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については，移行期間に追加して指導する部

分を含め，現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき，学習評価を行うこと。